

令和4年6月17日
高齢福祉部高齢福祉課

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団からの
東京労働局への是正報告書の提出について

1 主旨

令和4年5月26日開催の福祉保健常任委員会において「社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団（以下「事業団」という）に対する東京労働局からの是正指導について」を報告したところであるが、今般、事業団から東京労働局へ是正報告書が提出されたので、報告する。

2 是正報告内容

別紙「業務委託に係る是正指導に対する是正報告書の提出について」（事業団から区への報告文書）参照

3 再発防止策

(1) 事業団の対応

本件は、請負労働者との指揮命令関係に関する事業団職員の認識が不十分であったとの原因に基づいて、全管理職を対象に「労働者派遣事業と請負の関係性の相違点」「区分の基準」「請負労働者との適切な対応方法」等を内容とする研修を実施した。

また、各管理職を通じて違反や是正指導の内容、研修での確認事項等を法人全体で共有し、再発防止に向けた注意喚起を行った。

(2) 区の対応

事業団に対して、今般の是正報告書に記載の点検結果を確認するとともに、再発防止策の徹底を指導していく。

また、区としては、5月25日付けで全庁及び外郭団体に対し、「委託事業の適正な執行について」の依命通達を発出するとともに、6月7日付けの定期庶務連絡において、あらためて全職員に対して、本件の事例概要を説明した上で周知徹底を行った。

令和4年6月7日

世田谷区長 保坂 展人 様

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団
理事長 板谷 雅光

業務委託に係る是正指導に対する是正報告書の提出について

令和4年5月18日付で報告いたしました、業務委託に係る是正指導（特別養護老人ホーム上北沢ホームにおける警備業務委託に関する労働者派遣法違反）について、下記のとおり東京労働局に是正報告書を提出したので報告します。

記

1 是正内容

今後は、警備員に対して業務の遂行方法に係る指示は行なわず、仕様内容の変更等が必要な場合は管理責任者と協議することとし、委託先の[REDACTED]との連絡体制を改めて確認した。ただし、大規模地震や火災が発生した際の利用者の避難誘導、初期消火等については、警備員も含めた最大限の体制で適切な対応を実施する。

また、事業団が委託元として契約している業務委託のうち、委託先の社員等（請負労働者）が事業団の事業場において業務を遂行するものを対象に点検を実施した。点検の結果、是正指導を受けた警備業務委託のほかに、特別養護老人ホームにおける設備管理業務委託と、通所介護事業（デイ・ホーム）における送迎車両運行管理業務委託において、改善すべき点を確認したため全て是正した。

2 再発防止策

この度の労働者派遣法違反については、請負労働者との指揮命令関係に関する事業団職員の認識が不十分であったことが原因である。

そのため、全管理職を対象に「労働者派遣事業と請負の関係性の相違点」、「区分の基準」、「請負労働者との適切な対応方法」等を内容とする研修を実施した。

また、各管理職を通じて違反や是正指導の内容、研修での確認事項等を法人全体で共有し、再発防止に向けた注意喚起を行ったうえで、各所属・事業所の業務委託契約について違反の有無を点検した。

3 是正報告

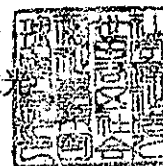
是正した内容については、再発防止策とあわせて東京労働局長あてに別紙「是正報告書」を提出した。なお、「是正指導書」では、報告書提出の指定期日を令和4年5月31日とされているが、点検する業務委託の件数が多いことから期限の延長が認められ、令和4年6月6日に提出した。

【本件担当】

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団
総務課長 町田 崇俊
TEL 03-5450-8223

令和4年6月6日

東京労働局長 殿

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団
理事長 板谷 雅光

是正報告書

令和4年5月17日の是正指導について、下記のとおり措置を講じたので報告いたします。

記

1 措置の内容

警備業務の請負事業主である [] (以下「 [] 」という。) と、以下の点について確認しました。

- ・ 発注者である当法人の職員は、災害時など緊急の必要により請負労働者である警備員の健康や安全を確保するために必要な場合を除き、当該警備員に対して業務の遂行方法に係る指示を行わない。
- ・ 業務の遂行方法その他仕様内容を変更する必要がある場合は、 [] の管理責任者と協議する。
- ・ [] の管理責任者は、営業部開発担当 [] 氏とする。

その他、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(昭和61年労働省告示第37号)について、違反とされた基準以外は適正に満たしていることを当法人と [] の双方で確認しました。

2 その他の契約にかかる点検結果

令和4年5月31日現在、当法人で行っている業務委託契約のうち、請負労働者が当法人事業場で業務を遂行する仕様の契約64件(上記1の警備業務を除く)について点検したところ、同様の違反を7件確認したため、すべて是正いたしました。
なお、詳細は別紙のとおりです。

3 再発防止について

この度の労働者派遣法違反については、請負労働者との指揮命令関係に関する当法人職員の認識が不十分であったことが原因であります。

そこで、令和4年5月19日に、当法人総務課長が講師となり、全管理職を対象に「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」を用いた研修を実施しました。

研修では、主に「労働者派遣事業と請負の関係性の相違点」、「区分の基準」、「請負労働者との適切な対応方法」等について、質疑応答を交えて確認しました。また、各管理職を通じて違反や是正指導の内容、研修での確認事項等を法人全体で共有し、再発防止に向けた注意喚起を行ったうえで、上記2の点検・是正を実施しました。

以上